

議会運営委員会

日 時 令和4年3月3日（木）午後 時 分～
場 所 全員協議会室

1 追加議案について

(1) 概 要 (別添)

(暫時休憩 幹事会へ)

2 議第1号議案について

(1) 議案名 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(2) 提案日 3月7日

(3) 発議者 (各会派の幹事長)

(4) 提案理由、質疑、付託 (省略)

(5) 討論、表決 3月23日

※ () 内は前回の例

3 3月4日の議事等について

(1) 決議案について

「ロシアによるウクライナ軍事侵攻について、即時停戦を求め、力による現状
変更には断固反対する決議 (案)」

○発議者

(2) 議事日程

第1 一般質問

第2 決議案について (質疑、討論、表決)

【裏面に続く】

4 3月7日の議事等について

(1) 議事日程

- 第1 一般質問
- 第2 第55号議案から第69号議案（提案理由説明、質疑、付託）
- 第3 第1号議案から第40号議案（質疑、予算特別委員会設置、付託）
- 第4 第41号議案から第54号議案（質疑、付託）
- 第5 請願審査について（付託）
- 第6 議第1号議案

(2) 質疑

①質疑方式、回数（先例・申合せ）

○日程第2（追加提案）

- ・一問一答方式により、先に項目数を述べ1項目3回まで
- ・項目に制限はないが概ね3項目以内

○日程第3、第4（当初提案） ・一括方式により3回まで（通告制）

②質疑順序

○日程第3（第1号議案から第40号議案）

①_____ ②_____ ③_____

○日程第4（第41号議案から第54号議案）

①_____ ②_____ ③_____

(3) 付託先

付託表（その1）、（その2）のとおり

(4) 予算特別委員

予算特別委員会委員名簿のとおり

(5) 請願

請願文書表のとおり

(6) 討論通告期限（3月9日表決分）

3月8日（火） 常任委員会終了時

○対象

第51号議案 川の駅・亀岡水辺公園に係る指定管理者の指定

第52号議案 亀岡市都市公園（保津川水辺公園）に係る指定管理者の指定

第55号議案から第65号議案 補正予算11件

第68号議案 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

◎付託表、予算特別委員会委員名簿、請願文書表は議場に持参

(7) 会議予定

- ①10:00～ 本会議（一般質問～議第1号議案）
- ② 終了後 予算特別委員会（正副委員長の互選）

5 3月8日の会議予定について

- (1) 10:00～ 各常任委員会 議案等審査

○対象

請願・陳情、第51号議案、第52号議案、第55号議案から第65号議案
及び第68号議案

6 3月9日の議事等について

- (1) 議事日程

諸報告（予算特別委員会正副委員長名）

第1 第51号議案、第52号議案、第55号議案から第65号議案
及び第68号議案（委員長報告～表決）

- (2) 会議予定

- ① 10:00～ 各常任委員会（委員長報告の確認）

<議運事前調整>

- ② 10:30（予定）～ 議会運営委員会

<会派会議>

- ③ 11:30（予定）～ 本会議（委員長報告～表決）

- ④ 午後（予定） 各常任委員会（議案審査）

<予算特別委員会事前調整（予特正副委員長）>

7 請願について 請願文書表のとおり

- (1) 「刑事訴訟法の再審規程（再審法）」の改正を求める意見書の採択と提出を求め
る請願

<総務文教常任委員会> ※意見陳述希望

【裏面に続く】

8 陳情・要望について

(1) 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情

＜環境市民厚生常任委員会＞ ※意見陳述希望

(2) 「原則自宅療養」の撤回、必要な入院・療養が保障される医療体制を求める陳情書

＜環境市民厚生常任委員会＞ ※意見陳述希望

(3) 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める陳情書

＜環境市民厚生常任委員会＞ ※意見陳述希望

(4) 母（毛嘉萍^{モウカヘイ}）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望

＜総務文教常任委員会＞

(5) 対外的情報省の設立を求める意見書を亀岡市議会は内閣府に提出することに関する陳情書【別紙No.1】

＜総務文教常任委員会＞

(6) 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書【別紙No.2】

＜環境市民厚生常任委員会＞ ※意見陳述希望

9 その他

(1) 次回の議会運営委員会等

3月9日（水）午前に開催の各常任委員会終了後 議運事前調整（正副議長・正副委員長）

10：30（予定）～ 議会運営委員会

議第 1 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年
亀岡市条例第 2 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年
亀岡市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」を「1 0 0 分の 1 6
2 . 5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の議会の議員
の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条の規定にかかわらず、
同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基
準額」という。）から、令和 3 年 1 2 月に支給された期末手当の額に、
1 6 7 . 5 分の 1 0 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」
という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以
上となるときは、期末手当は、支給しない。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。	(期末手当) 第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1) 6箇月の場合 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60 (4) 3箇月未満の場合 100分の30 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u> <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u>

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻について、即時停戦を求め、
力による現状変更には断固反対する決議（案）

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国家の主権を侵害するとともに国連憲章に違反し、国際社会の平和と安定を著しく脅かす行為であり、両国の尊い人命を奪い、多くの人々を苦しめ、深い悲しみに陥れている。

本市は、世界連邦・非核平和都市宣言を行い、平和の希求を市政の理念としており、今回の暴挙は世界平和に背を向ける極めて遺憾な行為で、到底看過できるものではない。

その上、ロシア大統領による核兵器の使用を示唆する発言は、本市の立場から断じて容認できるものではない。

亀岡市民の生命と財産を守る立場から、ロシアによる攻撃やウクライナへの主権侵害に最大限の抗議を行い、即時にロシア軍の撤退と、世界の恒久平和の実現に向けた国際法に基づく、誠意をもった対応をロシア政府に強く求める。

また、日本国政府に対しては、国際連合への働きかけも含めて適切な対応を明確に打ち出していただくよう求める。

国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ軍事侵攻について、即時停戦を求め、力による現状変更には断固反対するものである。

以上、決議する。

令和4年3月 日

亀岡市議会

(令和4年3月議会)

予 算 特 別 委 員 会 委 員 名 簿

(22 名) 議席順

長	澤	満
三	上	泉
富	谷	都子
浅	田	彦
大	塚	彦
平	本	久
田	中	豊
並	河	子
山	本	美子
木	村	勲
赤	坂	マリア
三	宅	一
松	山	雅
小	川	克
奥	野	正
藤	本	利
木	曾	幸
竹	田	一
齊	藤	純
西	口	光
菱	田	善
石	野	司

請 願 文 書 表

(4 年 3 月 議 会)

受 理 番 号	受 理 年 月 日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所 管 委 員 会
1	令 和 4 年 2 月 2 1 日	「刑事訴訟法の再審 規程（再審法）」の改 正を求める意見書の 採択と提出を求める 請願	亀岡市西つつじヶ丘霧島台 2 丁目 1 1 - 8 再審法改正をめざす口丹波 の会 事務局長 山岡良右	三 上 泉	(請願の要旨) 刑事訴訟法の再審規程に、以下の事項を明確にした改正を求める意見書を採択し、内閣総理大臣、法務大臣等に提出してください。 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立て（上訴）を禁止すること。 (請願の理由) 近年、やってもいない事件の被疑者として逮捕・拘留・起訴され裁判で有罪判決を受け、刑に服した人が裁判のやり直しを求めて「再審請求」を行い、再審無罪を実現した事件が相次いでいます。栃木県足利市の女児誘拐殺人事件の犯人として無期懲役の判決を受けた菅谷利和さん、茨城県利根町布川で強盗殺人事件の犯人として無期懲役の判決を受けて 2 9 年間も服役した桜井昌司さん、滋賀県湖東記念病院で人工呼吸器を故意に操作し患者を死に至らしめたとして懲役 1 2 年の刑に服した西山美香さんなどです。 一方、殺人罪で有罪判決を受けた名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さん、袴田事件の袴田巖さん、大崎事件の原口アヤ子さんらは、再審の申立てを行い各級裁判所が再審開始決定を出したにもかかわらず、検察の異議申立てによって再審開始決定が取り消され再審公判が開けない状況が続いています。 刑事訴訟の手続きを定めた法律、刑事訴訟法（全 5 0 7 条）の第 4 3 5 条から第 4 5 3 条までの 1 9 条に再審について定めていますが、再審方法のルールについて明確な規定がないため、裁判官によって審理の方法が異なり、検察官による証拠不開示も横行しています。また、再審開始決定が出ても検察の不服申立てにより再審公判がいつまでも開けないなどの問題があります。 無実の人を誤判から救済するためには、「刑事訴訟法	総務文教 常任委員会

				の再審規程」を改正すべきであるとの機運が高まり 2019 年 5 月に「再審法改正をめざす市民の会」が東京で結成され、日本弁護士会連合会は 2019 年 10 月の第 62 回人権擁護大会で「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」を採択しました。 以後、「再審法」の改正を求める議会の意見書が昨年 12 月 17 日現在 1 県 69 市町村で採択され、「京都新聞・社説」（2021 年 12 月 20 日付）では、「再審制度の改善 地方議会の後押しが要る」として「地方議会 は人権を守るという点で一致できるはずだ。会派を超えて議論を深め、国への働きかけを強めて欲しい」と結んでいます。京都府内でもこの趣旨の請願が何件か出されていますが、残念ながら採択に至っていません。亀岡市議会議員諸氏の賢明なご判断により本請願を採択し、国に対して意見書を提出されることを切に願うものです。 地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。	
--	--	--	--	--	--

令和4年2月14日受理
(郵送)

別紙 No.1

令和4年2月8日

対外的情報省の設立を求める意見書を亀岡市議会は内閣府に
提出することに関する陳情書

亀岡市議会議長 福井 英昭 様

社会の歪を鋭く追及
政策提言する世直し集団「二輪のバラの会」
代表 加藤 克助
愛知県安城市百石町2丁目¹⁷17の6
〒446-0044 ☎0566-76-7465

要旨

外国から我が国に対しての、国家主権の侵害や、国民の生命と安全を脅かされるのを防ぐ為にも、対外的情報省の設立を求める意見書を亀岡市議会は内閣府に提出してください。

理由

1945年日本が敗戦、日本が統治していた朝鮮半島は、北緯38度線を境に北部をソ連、南部はアメリカ軍に分割占領され、1948年8月南部に大韓民国が建国され、翌9月に北部に朝鮮民主主義人民共和国が建国されました。

1950年突如朝鮮戦争(南北)が勃発、1953年に休戦しましたが、北朝鮮は休戦後も南部を占領しました。日本に対して、日本人拉致事件(12件17人)

1977、宇出津事件(石川県)1人、1977、少女拉致容疑事案(横田めぐみ)(新潟市)1人 等多数の拉致事件を起こしました。

北朝鮮の国家的犯罪の犠牲である、無垢な日本人の一生が踏みにじられ、幸福な家庭生活が、送れないのは許される事ではありません。この為にも、対外的情報省を設立し、外国からの国家主権の侵害や、国民の生命と安全と暮らしを守ることが必要です。よって、対外的情報省の設立を求める意見書を亀岡市議会は、内閣府に提出して下さい。

令和4年2月17日受理
(持参)

2022年1月28日

別紙 No.2

亀岡市議会

議長 福井 英昭 殿

京都医療労働組合連合会

執行委員長 勝野 由

京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラボール京都



安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書

【陳情趣旨】

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
 - ①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。
 - ②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

安全・安心の医療・介護・福祉を実現し 国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、および感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費ならびに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民のいのちと健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、コロナ対策ならびにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。

①医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。

②公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。

2. 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。

3. 社会保障・社会福祉にかかわる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2022年 月 日

亀岡市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣